

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	岐阜市

岐阜市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 農林課・畜産課
所在地 岐阜市司町40番地1
電話番号 058-214-2079 (農林課)
058-232-8053 (畜産課)
FAX番号 058-263-0986 (農林課)
058-232-3201 (畜産課)
メールアドレス nourin@city.gifu.gifu.jp (農林課)
chikusan@city.gifu.gifu.jp (畜産課)

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・カラス・ニホンザル アライグマ・ハクビシン・ヌートリア・カワウ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	岐阜市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積 (a)	被害金額 (千円)
イノシシ	稲、果樹、いも類	6	118
ニホンジカ	稲、麦類 豆類、果樹	4	45
カラス	果樹、野菜	4	129
ニホンザル	—	0	0
アライグマ	稲	0.79	9.65
	果樹	0.55	26.33
	飼料作物	0.22	0.91
	野菜	1.57	179.29
	いも類	0.04	2.04
	計	3.17	218.22
ハクビシン	稲	0.35	4.32
	果樹	0.55	26.33
	飼料作物	0.22	0.91
	野菜	1.53	177.75
	いも類	0.13	5.87
	計	2.78	215.18
ヌートリア	稲	1.36	16.57
	果樹	0.03	1.18
	飼料作物	0.22	0.91
	野菜	1.60	122.05
	いも類	0.04	1.88
	計	3.25	142.59
カワウ	魚類	—	1,642

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

○イノシシによる被害

タケノコ、稲、豆類、果樹、野菜、いも類の被害のほか、畦畔の掘り起こし被害が発生している。また、ミミズなどを求め民家の庭先まで出沒するため、人身危害のおそれも生じている。主に金華山を含め市内の山林周辺に生息しており、毎年被害を受けている。

○ニホンジカによる被害

岐阜市北西部・北東部において、稲、豆類、果樹の食害のほか林業被害が発生しており、今後被害が拡大するおそれがある。

○カラスによる被害

果樹園等の収穫期における食害のほか、市街地のゴミ集積場を荒らすことによる環境被害及び電柱への営巣による停電被害、糞害等が発生している。

○ニホンザルによる被害

以前は、主に網代地区において群れを成して生息しており農作物被害が発生していたが、平成 26 年度より罠いわなを設置して捕獲を実施したため、それ以降の被害はなく、群れの出沒はほとんどなくなった。

ただし、最近では毎年度群れから外れたはぐれサルが住宅地に一時的に出沒している状況であり、農作物被害等を及ぼす場合もある。

○アライグマによる被害

民家に侵入し、天井裏での糞尿による生活環境被害が冬から夏先に多く発生している。また、果樹や屋外で飼育している犬や猫の餌、観賞魚等の食害も発生している。

近年、被害や目撃の情報が市内全域からよせられており、生息域は拡大していると思われ、今後更に被害が拡大するおそれがある。

○ハクビシンによる被害

冬から夏先に民家に侵入し、天井裏での糞尿による生活環境被害が多く発生している。

また、果樹や農作物の食害も発生している。近年、被害や目撃の情報が市内全域から寄せられているため、生息域は拡大していると思われ、今後更に被害が拡大するおそれがある。

○ヌートリアによる被害

特に水稻の被害が甚大であり、田植え後や出穂の時期に集中して被害が

発生している。また、畑の野菜等の被害は年間を通じて発生している。

主に、護岸工事が施されていない川の土手に巣穴を掘って生息するため、河川流域や水路付近の水田、畑に被害が発生しやすい。南西部の被害に加え北東部での被害も増えており、今後更に被害が拡大するおそれがある。

○カワウによる被害

近年のアユ漁獲量の減少をカワウによる食害も原因の1つと考え、カワウの胃内容物の調査によると、アユ、ウグイ、オイカワ、カワムツ、ヨシノボリ類の5種は、各年いずれにおいても共通して捕食されていることが分かった。

カワウの生息数は市外からの飛来や季節移動の影響を受けており、今後更に被害が拡大する恐れがある。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
	面積（a）	金額（千円）	面積（a）	金額（千円）
イノシシ	6	118	5.4	106
ニホンジカ	4	45	3.6	41
カラス	4	129	3.6	116
ニホンザル	0	0	0	0
アライグマ	3.17	218	2.85	196
ハクビシン	2.78	215	2.50	193
ヌートリア	3.25	142	2.93	127
カワウ	—	1,642	—	1,149

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
<p>捕獲等に関する取組</p>	<p>○イノシシ 岐阜市及び岐阜森林管理署が岐阜市猟友会に捕獲業務を委託。 (箱おり、くくりわな、止めさしに銃器使用)</p> <p>○ニホンジカ 岐阜市が岐阜市猟友会に捕獲業務を委託。 (箱おり、くくりわな、止めさしに銃器使用)</p> <p>○カラス 岐阜市が岐阜市猟友会に捕獲業務を委託。 (檻、銃器)</p> <p>○ニホンザル 岐阜市猟友会に捕獲業務を委託。 (箱おり、囲いわな、止めさしに銃器使用)</p> <p>○アライグマ、ハクビシン、ヌートリア 被害調査を民間業者に委託。 個人捕獲の推進。(箱わなの貸出し)</p> <p>○カワウ 県のカワウ対策指針に基づき、長良川漁業協同組合がロケット花火等で追払いを実施。</p>	<p>○被害防止の手段は、捕獲のみならず、鳥獣の侵入防止対策も必要である。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>○侵入防止柵の設置 平成24年度より、国・県・市の補助事業を活用して、地域ぐるみでイノシシ又はニホンジカの侵入防止柵(ワイヤーメッシュ柵、電気柵、複合柵)を毎年設置。</p> <p>○ニホンザル ・ロケット花火等による追払いの試み。</p>	<p>○防護柵を設置しても、未設置の地域に被害が生じるため、より広域的な対策が必要である。</p> <p>○隙間をなくし、十分な高さや強度を確保しないと、イノシシ等が侵入してしまう。</p> <p>○設置後も破損等がないか地域で定期点検が必要。</p> <p>○出没の通報を受け現地に向かうも、出没個体の確認をすることが困難。</p>

<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>○緩衝帯の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜中央森林組合等の団体により、彦坂、雛倉、秋沢、洞、打越地域で緩衝帯を整備。 <p>○トラップカメラによるイノシシ生態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜大学と岐阜森林管理署と連携して、平成 26 年度より金華山一帯においてトラップカメラを設置し、調査を実施。 ・別途、岐阜市でもトラップカメラを設置しイノシシの動向等を調査。 <p>○住民等への啓発・注意喚起等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度、令和元年度に金華山イノシシ対策シンポジウムを開催して、参加者に対し、意識啓発を行った。 ・注意喚起看板を自治会長等に提供して、イノシシが出没する箇所等に設置してもらい注意喚起を促す。 ・岐阜市鳥獣被害対策協議会にて、岐阜市猟友会会長による被害防止講習会を毎年実施し、放任果樹の除去をはじめとする被害防止の啓発を行っている。 	<p>○緩衝帯の整備や藪の刈り払いなど、鳥獣が出没しにくい環境を整えるよう啓発する必要がある。</p> <p>○住民等のイノシシの理解を深め、防止策の意識を高めることが重要。</p>
---------------------	---	---

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- 防護柵設置等においては、今後も被害が発生している地域において積極的に取り組む必要がある。
- 関係機関との連携のもと、農業者への鳥獣の生態に関する知識や被害防止対策等を内容とした講習会を今後も継続的に開催する。
- 今後も、捕獲従事者の育成・確保を図るほか、近隣の自治体と連携した捕獲体制を目指す。
- 緩衝帯の整備や藪の刈り払いなど、鳥獣が出没しにくい環境を整えるよう啓発する。
- ニホンザルやカラスの対策については、捕獲以外の対策を検討する必要がある。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの捕獲

捕獲従事者には捕獲に使用する猟具(わな猟、銃猟等)に応じた免許が必要である。また、止めさしに銃器を使用するため、捕獲従事者のみならず住民にも流れ弾等の危険がともなうことから、長年の捕獲経験及び鳥獣の生態知識に精通している岐阜市猟友会に捕獲業務を委託し実施する。

個人による自衛捕獲については、岐阜市被害防止捕獲実施要領に基づく許可手続きを行い、許可条件(期間、区域、方法、鳥獣の種類及び数、処理方法)に則り、周辺の住民の安全を確保した上で行う。

○アライグマ、ハクビシン、ヌートリアの捕獲

捕獲は主として個人による自衛捕獲により実施する。捕獲に際しては、岐阜市被害防止捕獲実施要領(平成28年3月9日制定)に基づく許可手続きを行い、今後も効果的な捕獲ができるよう指導にあたる。また、許可条件(期間、区域、方法、鳥獣の種類及び数、処理方法)に則り、周辺の住民の安全を確保した上で行う。

○カラスの捕獲

銃器による捕獲は、従事者のみならず住民にも流れ弾等の危険がともなうことから、長年の捕獲経験及び鳥獣の生態知識に精通している、岐阜市猟友会に捕獲業務を委託し実施する。カラス檻による捕獲についても、岐阜市猟友会に捕獲業務を委託し実施する。

○カワウの捕獲

市内で大きな被害を発生させる恐れのあるコロニーは確認されていないが、必要があれば岐阜県漁業協同組合連合会が空気銃等による捕獲を実施する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
—	—	—

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

○イノシシ

従来の捕獲強化その他事業により農作物被害等は減少しているものの、新たなイノシシが出没していることから、捕獲計画数を 150 頭とする。

○ニホンジカ

岐阜市北西部・北東部において農作物や林業被害が発生しており、今後被害が拡大するおそれがあることから、捕獲計画数は 30 頭とする。

○カラス

市内全域に生息しており、今後果樹の農作物被害が拡大するおそれがあるため、捕獲計画数は 140 羽とする。

○ニホンザル

平成 26 年度に囲いわなを設置して捕獲を実施して以降は被害がなかったが、最近はぐれザルが度々出没しており、農作物被害が発生するおそれがあるため、捕獲計画数を 1 頭とする。

○アライグマ、ハクビシン、ヌートリア

市内で広範囲に生息しており、今後被害が拡大するおそれがあるため、捕獲計画数はアライグマ 50 頭、ハクビシン 60 頭、ヌートリア 200 頭とする。

○カワウ

市内に大きな被害を発生させる恐れのあるコロニーは存在しないため、捕獲計画数は設定しない。

鳥獣名（捕獲従事者）	捕獲実績		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
イノシシ（猟友会）	38	49	43
ニホンジカ（猟友会）	24	14	20
カラス（猟友会）	0	141	102
ニホンザル（猟友会）	0	0	0
アライグマ（個人捕獲）	35	58	45
ハクビシン（個人捕獲）	39	58	55
ヌートリア（個人捕獲）	148	123	105
カワウ	-	-	-

（注） 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画頭数		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	150 頭	150 頭	150 頭
ニホンジカ	30 頭	30 頭	30 頭
カラス	140 羽	140 羽	140 羽
ニホンザル	1 頭	1 頭	1 頭
アライグマ	50 頭	50 頭	50 頭
ハクビシン	60 頭	60 頭	60 頭
ヌートリア	200 頭	200 頭	200 頭
カワウ	-	-	-

（注） 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
○対象鳥獣の捕獲に適した猟具による捕獲を、今後も引続き実施していく。 ○個人による自衛捕獲においては、効率的な捕獲方法等の適切なアドバイスを行っていく。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
本市において、ライフル銃による捕獲等は必要はない。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
岐阜市内全域	岐阜県事務処理の特例に関する条例第2条（別表第一第五十一）の規定により許可権限移譲されたもの。

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ柵等 1,000m	ワイヤーメッシュ柵等 1,000m	ワイヤーメッシュ柵等 1,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ カラス ニホンザル アライグマ ハクビシン ヌートリア カワウ	○農業者等を対象に鳥獣被害防止講習会を開催。被害を及ぼす鳥獣の生態・習性について理解し、被害の再発防止のため効率の良い防除方法を実施してもらえよう啓発を行う。 ○カワウについては、防鳥糸やビニールテープ張りによる被害防除を行うとともに、ロケット花火等を用いた追払いを行う。	○農業者等を対象に鳥獣被害防止講習会を開催。被害を及ぼす鳥獣の生態・習性について理解し、被害の再発防止のため効率の良い防除方法を実施してもらえよう啓発を行う。 ○カワウについては、防鳥糸やビニールテープ張りによる被害防除を行うとともに、ロケット花火等を用いた追払いを行う。	○農業者等を対象に鳥獣被害防止講習会を開催。被害を及ぼす鳥獣の生態・習性について理解し、被害の再発防止のため効率の良い防除方法を実施してもらえよう啓発を行う。 ○カワウについては、防鳥糸やビニールテープ張りによる被害防除を行うとともに、ロケット花火等を用いた追払いを行う。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ	・岐阜中央森林組合等の団体による、緩衝帯の整備 ・岐阜市鳥獣被害対策協議会にて、岐阜市猟友会会長による被害防止講習会の実施。
令和6年度	イノシシ	・岐阜中央森林組合等の団体による、緩衝帯の整備 ・岐阜市鳥獣被害対策協議会にて、岐阜市猟友会会長による被害防止講習会の実施。
令和7年度	イノシシ	・岐阜中央森林組合等の団体による、緩衝帯の整備 ・岐阜市鳥獣被害対策協議会にて、岐阜市猟友会会長による被害防止講習会の実施。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

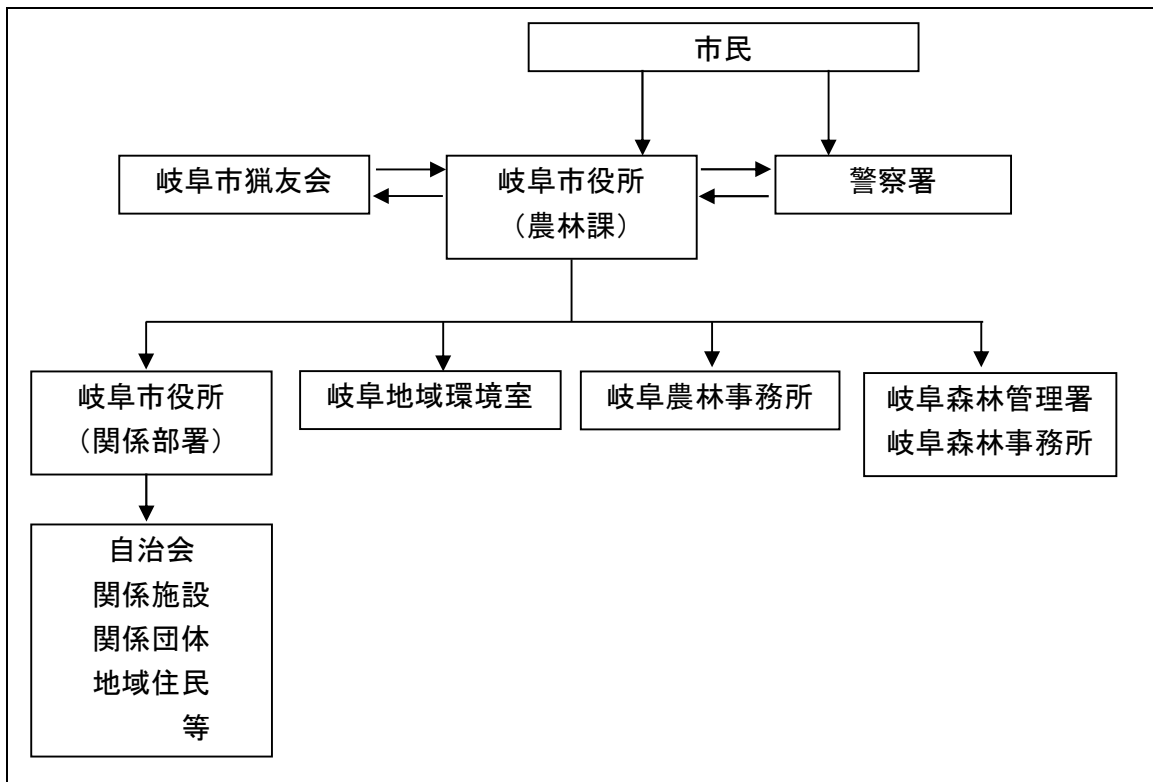
関係機関等の名称		役割
岐阜市役所	農林課	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内関係部署への緊急連絡及び各部署必要な対応要請 ・現地調査等
	関係部署 (市民活動交流センター、教育政策課、福祉政策課、子ども政策課、防災対策課、消防課、地域安全推進課、農業委員会、公園整備課、その他関係課)	<ul style="list-style-type: none"> ・各課関係団体、施設及び施設利用者、自治会、地域住民(自治会)等への注意喚起 ・消防、防犯パトロール ・防災行政無線放送による注意喚起
岐阜市猟友会		パトロール、被害防止捕獲の実施
岐阜中・北・南・羽島警察署		市民への広報及び市民の安全の確保
岐阜地域環境室		有害鳥獣の捕獲に係る助言
岐阜農林事務所		長寿被害防止対策に係る助言
岐阜森林管理署岐阜森林事務所		金華山国有林の入山者等への注意喚起
岐阜中央森林組合		林業従事者への注意喚起

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- 有害鳥獣捕獲によるイノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カラスは岐阜市斎苑（火葬場）への焼却処分又は市が別に指示する方法で処分する。
- 個人で鳥獣捕獲許可を受けて行うアライグマ他小型鳥獣の捕獲については、捕獲許可を受けた者による埋設の処分のほか、委託業者による引取の後、岐阜市斎苑（火葬場）にて焼却処分する。
- 学術的な研究及び保護が必要な場合には、関係機関と協議する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	—
ペットフード	—
皮革	—
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	—

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

—

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

—

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	岐阜市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
岐阜市 岐阜市農業委員会 市内12地区の農政推進委員会 岐阜市猟友会 ぎふ農業協同組合 長良川漁業協同組合	有害鳥獣関連の情報提供・被害防止技術の情報提供 被害状況の把握・防除対策の推進 被害状況の把握・防除対策の推進 鳥獣の生息・被害防止対策アドバイザー 被害状況のとりまとめ カワウの被害防止対策

協議会の名称	岐阜市金華山一帯のイノシシ被害対策協議会
構成機関の名称	役割
岐阜大学（応用生物科学部） 岐阜森林管理署 岐阜県（環境生活部） 岐阜中警察署 岐阜市自治会連合会（8地区） NPO団体（3団体） 岐阜市猟友会 岐阜観光索道(株) 岐阜市（経済部） 岐阜市（ぎふ魅力づくり推進部、市民生活部、保健衛生部、環境部、都市建設部、基盤整備部、教育委員会事務局）	生態調査・研究、イノシシ対策の助言等 生態調査、啓発活動、防除・捕獲対策 被害対策全般の助言 生活安全対策 啓発活動 啓発活動 捕獲対策 啓発活動、防除対策 生態調査、啓発活動、防除・捕獲対策 啓発活動、防除対策等

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等

の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岐阜地域環境室	有害鳥獣の捕獲に係る助言
岐阜農林事務所	鳥獣被害防止対策に係る助言
岐阜中央森林組合	森林被害に係る状況の把握・情報提供
岐阜県漁業協同組合連合会	・カワウの追払い及び飛来数調査 ・カワウの捕獲
岐阜県水産研究所	カワウの生息、対策等の情報提供

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

岐阜市猟友会への委託により捕獲を実施している。
現時点では、鳥獣被害対策実施隊の編成予定はない。

(注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。